

山形労働局 令和5年度行政運営方針(労働基準関係)のあらまし

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

【課題】最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すとされており事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠である。また、賃金の支払方法については、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化に応じた対応が必要である。

○最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

- ・雇用調整助成金等の活用勧奨により、賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む企業を支援
- ・県内の経済動向や賃金の状況を踏まえた「山形地方最低賃金審議会」の円滑な運営、最低賃金改定額の周知徹底

V 多様な選択を力強く支える環境整備

【課題】中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた取組を行い、働き方改革を実現することができるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進することが重要である。

また、多様な働き方が広がる中、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、最低基準である労働基準法等の履行確保を図ることに加え、労使の自主的な取組を促進させることが重要である。

○柔軟な働き方がしやすい環境整備

- ・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や副業・兼業を行う労働者の労働時間や健康状態を管理できるアプリの周知

○安全で健康に働くことができる環境づくり

- ・署の「労働時間相談・支援班」の活動や「山形働き方改革推進支援センター」の活用により改正労働基準法等を周知し、テレワークなどの新しい働き方に応じた適切な労務管理を支援
- ・令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始される医師、自動車運転者、建設事業などの事業・職種に対し、労働時間短縮等に向けた懇切丁寧な相談対応や助成金の活用による支援を実施
- ・過重労働が行われていると考えられる企業に対する監督指導を実施するとともに、届出窓口で適正な三六協定の締結を指導
- ・局第14次労働災害防止計画に基づき、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう積極的に意識啓発し、転倒・腰痛や高齢労働者の労働災害の防止、労働者の健康確保、化学物質による健康障害防止などの対策を推進

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ることにより、高齢労働者が安心して働ける職場環境の実現を促します。
- 最低賃金額の改定等について、使用者団体、労働者団体及び県・市町村等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施します。

- 令和5年4月1日から施行される改正労働基準法施行規則において、労働者の同意を前提に、使用者による資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）が認められることから、その周知を図るとともに、法違反が疑われる事案があれば速やかに指導を行います。

IV 多様な人材の活躍促進

高齢者の就労・社会参加の促進

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」「エイジフレンドリー補助金」の周知を図り、高齢労働者が安心して働ける職場環境の実現を促します。



V 多様な選択を力強く支える環境整備

柔軟な働き方がしやすい環境整備

- フリーランスとして働く方から発注者等との契約等のトラブルについて相談があった場合は、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するほか、契約名称にかかわらず、その労働実態から労働基準法等の労働者に該当する場合には、引き続き必要な保護を図ります。
- 自分の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいと考える労働者が希望に応じて副業・兼業を行える環境の整備に向け、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を周知します。

安全で健康に働くことができる環境づくり

長時間労働の抑制

- 全ての署に編成した「労働時間相談・支援班」が、説明会の開催や中小規模事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知や、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理の支援等を中心とした相談・支援を行います。
- 令和6年4月から新たに時間外労働の上限規制が適用される医師、自動車運転者、建設事業等の労働時間短縮等に向けた適切な相談・支援を行います。
 - ・医師について、山形県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関へ適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請に関する相談に丁寧に対応します。
 - ・自動車運送業について、令和6年4月から適用される改正改善基準告示を周知するとともに、トラック運送業について、都道府県労働局単位に編成した「荷主特別対策チーム」により、発着荷主に対し長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等を要請します。
 - ・建設事業について、働き方改革推進支援センターの全国センターに新設される建設業への専門的な支援を行う特別相談窓口を教示するとともに、建設労働者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム（国土交通省所管）の普及促進により長時間労働の抑制、人材確保対策等の推進に向けた支援を行います。
- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導を引き続き実施し、重大・悪質な法令違反に対しては司法処分を含め厳正に対処します。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和3年度）

監督指導の実施事業場	452
うち、違法な時間外労働があった事業場	170 (100.0%)
うち、1か月80時間を超える違法な時間外・休日労働があった事業	63 (37.1%)
うち、1か月100時間を超えていた事業場	36 (21.2%)

- 過労死等防止対策推進法等に基づき、過労死等防止対策とともにシンポジウム開催など民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。
- 労使当事者が三六協定を適正に締結するよう、締結当事者に係る要件などを含めた関係法令等の周知徹底を図るとともに、不適正な三六協定が届出された場合の窓口指導を徹底します。
- 下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に下請法等の違反が疑われる場合には、中小企業庁などの関係機関へ確実に通報します。

労働条件の確保・改善対策

- 感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集に努め、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施するとともに、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。
- 労働条件の明示や三六協定の締結など、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立と定着を図らせるため、労働基準関係法令の遵守を徹底するとともに、重大・悪質な事案に対しては司法処分も含め厳正に対処します。
- 「労働条件相談ほっとライン」等に寄せられた情報に基づき、監督指導を実施します。
- ポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナー等の周知を図ります。
- 現行の裁量労働制について、不適正な運用の疑いがある事業場に対して監督指導を実施し、令和4年12月の労働政策審議会報告に基づく改正省令の内容について周知します。
- 令和6年4月に施行される改正省令により労働基準法に基づく労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲が追加されること等、労働契約関係の明確化のための制度見直しについて周知します。
- 外国人労働者、自動車運転者、障害者及び介護労働者の法定労働条件を確保するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令の周知を図るとともに、法令違反の疑いがある場合には監督指導を実施するなど必要な対策を行います。
- 「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。
- 監督権限の公正かつ斉一的な行使を確保するとともに、監督指導において法違反が認められた場合でも、企業に対してきめ細やかな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど丁寧に対応します。

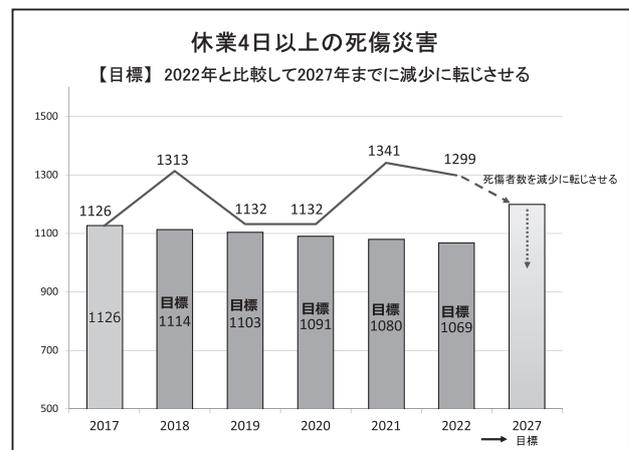
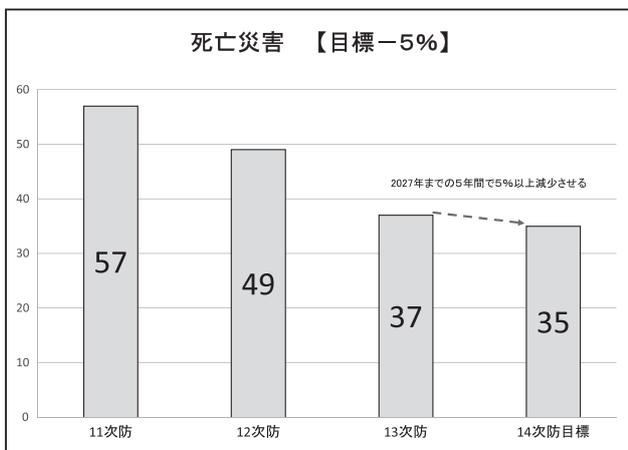


第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

○山形労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：2023年度～2027年度）の数値目標

- ・死亡者数 2027年度までの5年間で5%以上減少させる（前期間5年間との比較）
- ・死傷者数 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。

（注）いずれも感染症関連を除く。



死亡者数・死傷者数ともに
前年を下回る

- 安全衛生対策に取り組む必要性や意義とともに、それが事業者にとって経営や人材の確保・育成の観点からプラスになることも積極的に周知啓発し、事業者の自発的な安全衛生対策の取組を促進します。
- 管内のリーディングカンパニー等を構成員としたSAFE協議会の運営や自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、転倒や腰痛など行動災害が増加傾向にある小売業や介護施設の安全衛生対策の推進を図ります。
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ることにより、高年齢労働者の労働災害防止対策を推進します。また、視聴覚教材の使用などによる効果的な安全衛生教育など、外国人労働者の労働災害防止対策を促進します。
- 請負人など労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずるよう事業者に義務付ける改正省令について指導・周知を図り、個人事業者等に対する安全衛生対策を推進します。
- 陸上貨物運送事業について、荷主等も含め「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知し、貨物自動車における荷役作業での労働災害防止の取組を促進します。
- 建設業について、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化などを内容とする改正労働安全衛生規則等について指導・周知を図ります。
- 製造業について、機械の製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進することにより、機械災害の防止を図ります。
- 林業について、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を周知徹底し、労働災害防止対策の促進を図ります。
- 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェックなどについて引き続き指導し、長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害の防止を図るとともに、各地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用を勧奨し、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援します。また、引き続き「事業場における治療と仕事の両立のためのガイドライン」等の周知啓発を行い、治療と仕事の両立支援に関する取組を促進します。
- 新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の周知を図るとともに、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。
- 建築物石綿含有建材調査者講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、解体等工事の発注者への制度の周知等により、建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露の防止を図ります。
- 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や「取組の5つのポイント」の活用等により、感染症の拡大防止対策の取組を促進します。



迅速かつ公正な労災保険の給付

- 業務に起因して感染症に罹患したもの及びその罹患後症状と認められる場合は、適正な労災補償を行います。
- 過労死事案（脳・心臓疾患、精神障害）及び石綿関連疾患事案について、認定基準等に基づき迅速・適正な労災認定を行います。
- 副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた企業の取組が進むよう、一般健康診断等による健康確保に取り組む企業に対する「副業・兼業労働者の健康診断助成金」等を周知します。
- 労働者が希望に応じて副業・兼業を行える環境の整備に向け「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について周知等を行います。